

○安芸市ごみ集積所設置整備事業補助金交付要綱

令和4年5月

改正 令和5年4月

改正 令和5年6月

(趣旨)

第1条 この要綱は、安芸市ごみ集積所設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 市長は、地域の環境美化の推進、清掃意識の高揚及び家庭から排出される一般ごみ等の円滑な収集を図るため、地域住民が自主的に行うごみ集積所の設置整備に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、地域住民の合意によりごみ集積所を設置整備しようとする次に掲げる者とする。

- (1) 安芸市に住所を有する地域住民が組織する自治会や町内会等の団体の代表者
- (2) その他市長が適当と認めた団体の代表者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、補助事業者が自主的に行うごみ集積所の設置整備（以下「補助事業」という。）に要する次に掲げる経費（現地製作や既製品の購入費等）とする。ただし、ごみ集積所の用地にかかる取得費又は貸借費等に要する経費は除くこととする。

- (1) ごみの散乱防止等の工夫をした集積ボックス等の新設経費
- (2) 屋根、周囲の囲い、床板、ドア等の修繕経費
- (3) 既存の集積ボックス等の老朽化による更新経費

(補助金額及び補助要件)

第5条 補助金額は、ごみ集積所1か所につき10万円を限度とし、補助対象経費が5万円を超えない場合は補助対象経費について全額補助し、補助対象経費が5万円を超える場合は、5万円に5万円を超過した額に2分の1を乗じて得た額（1円未満切り捨て）を加算した金額を補助するものとする。

- 2 過去10年以内に当該補助金の交付を受けて設置整備したごみ集積所でないこと。

(事前協議)

第6条 補助事業者は、事前に設置場所、構造などについて環境課と協議を行うこととする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設置場所の位置図・見取図
- (2) 構造を示す書類
- (3) 見積書
- (4) 設置場所の現況写真
- (5) 集積場所を新たに設ける場合は、ごみ集積場所指定申請書
- (6) 土地を借用している場合は、所有者又は管理者の承諾書(占有許可書)等
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その適否を審査し、適当と認めるときは交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の着手)

第9条 補助事業の着手は、補助金の交付決定通知に基づき行わなければならない。

(補助金の変更承認申請)

第10条 第8条の規定により、補助金交付決定を受けた補助事業者が、補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、補助金変更(中止・繰越)承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金交付決定後に事業に着手し、当該年度内に事業が完了しないことが予想される場合は、補助金変更(中止・繰越)申請書(様式第3号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(補助金の変更承認通知)

第11条 市長は、前条の変更(中止・繰越)承認申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その適否を審査し、適当と認めるときは補助金変更(中止・繰越)承認通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、ごみ集積所の設置整備事業が完了したときは、実績報告書（様式第5号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設置整備に要した費用の請求書または領収書の写し
- (2) 設置整備後の完成写真

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第6号）により通知する。

(補助金の請求及び交付)

第14条 補助事業者は、補助金額の確定後、補助金交付請求書（様式第7号）により補助金を請求するものとする。

2 市長は前項の請求を受けた場合は、すみやかに補助金を交付する。

(領収書の写しの提出)

第15条 補助事業者は、補助金の交付を受けてから14日以内に設置整備に要した費用を支払い、すみやかに領収書の写しを市長に提出しなければならない。ただし、第12条で領収書の写しを市長に提出したときは、この限りでない。

(補助金の交付決定取消し及び返還)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(暴力団等の排除)

第17条 市長は、補助事業者が安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第1号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者（以下「排除措置対象者」という。）に該当すると認めるときは、補助金の交付を行わないものとする。

2 市長は、補助事業者が前項に規定する排除措置対象者に該当すると認めるときは、当該補助事業者に係る補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(情報の開示)

第18条 この補助金の交付等に関して、安芸市情報公開条例（平成11年条例第2号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第7条に規定する公開してはならない情報以外は、原則として開示を行うものとする。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月16日から施行する。

附 則（令和5年4月）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月）

この要綱は、令和5年6月28日から施行する。